

授業参観 13:30～13:50

第1回 学校運営協議会 次第

13:50～15:30(家庭科室)

<司会：教頭、記録：CS ディレクター>

- 1 開催要件（委員の過半数の出席）の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書の交付（机上传達）
- 5 自己紹介
- 6 浜松市学校運営協議会規則等確認
- 7 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 8 前回会議録確認
- 9 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針について（校長）
 - (2) 飯田小いじめ防止基本方針について
 - (3) 学校評価（アンケート項目）について
 - (4) 学校運営協議会の自己目標について
 - (5) 「夢育やらまいか」意見書について（教頭）
- 10 報告
- 11 連絡
 - (1) 次回 令和7年9月3日（水）13:30～15:30 会場：家庭科室
 - (2) 次回の熟議内容の確認
 - (3) 次回議長の選出

閉会

参加者名簿

< 委員 >

会長	杉山 邦司	すぎやま くにじ
副会長	露木里江子	つゆき りえこ
委員	小野 逸子	おの いつこ
委員	白井 竜之	しらい たつゆき
委員	鈴木美枝子	すずき みえこ
委員	中村 毅	なかむら たけし
委員	鈴木 大輔	すずき だいすけ
委員	廣瀬亜紀子	ひろせ あきこ

< オブザーバー >

東部協働センター	神谷 匠	かみや たくみ
----------	------	---------

< 学校 >

校長	勝亦 英彦	かつまた ひでひこ
教頭	町田 全広	まちだ まさひろ
CS担当	鈴木 卓	すずき たく
CSディレクター	小林 知美	こばやし ともみ

< 教育委員会 >

教育総務課 指導主事	鈴木 陽子	すずき ようこ
------------	-------	---------

学校運営協議会 年間計画

	日 時	内 容	備 考
第1回	5月13日(火) 13:30~15:30	・学校運営の基本方針 ・学校評価について ・夢育やらまいか事業	
第2回	9月3日(水) 13:30~15:30	・学校運営の課題と改善策 ・特色ある学校づくり ・支援策について	
第3回	11月21日(金) 13:30~15:30	・学校運営の課題と改善策 ・特色ある学校づくり ・支援策について	
第4回	2月5日(木) 13:30~15:30	・学校関係者評価 ・次年度学校運営の基本方針 ・学校運営協議会の自己評価	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第3回 飯田小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月7日（金） 13時50分から15時00分まで
- 2 開催場所 飯田小学校 家庭科室
- 3 出席委員 露木里江子、森峯男、小野逸子、鈴木美枝子、荻野裕貴、鈴木大輔
- 4 欠席委員 杉山邦司、白井竜之
- 5 オブザーバー 神谷匠（東部協働センター）
- 6 学 校 勝亦英彦（校長）、町田全広（教頭）、森島広人（主幹教諭）
河村拓実（生徒指導）、小林知美（CSディレクター）
- 7 教育委員会 鈴木陽子（教育総務課）
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター 小林知美
- 10 議長の選出

司会から議長の選出について委員に意見を求めたところ、鈴木大輔委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議無くこれを承認した。

11 協議事項

- （1）学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）
- （2）来年度の学校運営の基本方針の説明
- （3）学校運営協議会の自己評価

12 会議記録

司会の教頭から、委員総数8人のうち6人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）

主幹教諭、生徒指導から資料に基づき、学校関係者評価（「いじめ防止等のための基本的な方針について」含む）についての説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ いじめについては、気になる表れを未然に防止すること、小さいうちに対応していくことが大切で、一つ一つ丁寧にしてきている。早め早めの対応をしてくれていると思う。
交通安全の面では、小学生のうちから、自転車の乗り方について気を付けて指導してくれている。中学生の自転車事故防止につながる。飯田小学区の登下校では、大塚町は集団登校をするなど、地域ごとに考えている。（露木委員）
- ・ 正門前の横断歩道の信号を無視して行く車が3・4台あった。子供達には、歩行者信号が青になっても周囲を見てから渡るように声をかけている。（森委員）
- ・ 下校時、通学路ではなく大回りをして危険な道を帰っている児童がいる。ルールが守られるよう、学校・家庭・地域が声を掛け合っていけるとよい。（小野委員）
- ・ 下校中、危険な行為をしている子を見る。道路は危険なためルールを守ってほしい。
「夢やめあてをもち、進んで活動に取り組んでいる」の評価が、児童・教員は高いが保護者は低い。保護者が子供を認め、褒めていけば高まると思う。そうすることで自己肯定感も高まり、いじめが減ることにもつながる。（荻野委員）
- ・ 「夢」をもつということは、人によっては簡単なことではない。決められない子やその保護者にとってプレッシャーになる。「夢」という言葉の捉え方だと思うが、夢を無理にもたせなくても、めあてや低い目標でいいのではないかと思う。（鈴木美委員）
- ・ 1年生と6年生では、夢が違うし違っていいと思う。学校のことをいろいろ分かっ
てもらうために、学校の活動に地域や保護者の方に来ていただくといい。（鈴木大委員）

- ・ 夢に対する考えや捉え方は、色々ある。子供の夢が、成長と共に変わっていくのも面白い。

夏期のヘルメット着用で、帽子で登校する子は、ヘルメットはどうするのか。

(露木委員)

- ・ 熱中症対策として、今年は7月から9月の間は帽子での登校を許可したが、保護者からの要望もあり、6月から9月にしたい。その場合、ヘルメットを学校に置いておき、自転車に乗る時は持ち帰りか、自宅用のヘルメットを使用するようにしている。また、体操服の着替えについて、3年生以上は空いている教室等を着替えに使用し、1・2年生は教室の前後で分けて着替えをするようにしている。

(校長)

(2) 来年度の学校運営の基本方針の説明

校長から資料に基づき、来年度の学校運営の基本方針についての説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ きれいな学校3つの合言葉は、大賛成。3つなら、覚えやすい。中学に同じような意味の合言葉があり、小・中と繋がっていけるのでいいと思う。時代の変化に合わせて重点を変えていくのは大切。主体的に一步一步取り組んでほしい。(露木委員)
- ・ アンケートの評価項目を子・親・教員・地域とその立場に合った質問に変えていくことに賛成。アンケートの内容によって、答えにくいものがあった。(小野委員)
- ・ 重点目標を子供自身が理解し、取り組んでいけるようにしてほしい。「飯田小一日の学校生活」は、子供に一日の流れを導いていてよい。親も一緒に確認できる。3年生の米作り体験活動は、PTAとしても協力してやっていきたい。(荻野委員)
- ・ 外国と比べると、日本は、小学校で様々な勉強をしていてレベルも高いと思う。子供自身が、安心・安全だという気持ちをもてるようにしたい。(鈴木美委員)
- ・ 基本方針が具体的で分かりやすい。CSコーディネーターとして協力して、共に成長を育んでいきたい。(鈴木大委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ・ 重点目標のその他の項目の評価が高くいいと思う。きれいな学校3つの合言葉は、覚えやすくいい。標語的なものがあると振り返った時、思い出しやすい。「一日の学校生活」は、一つ一つ項目が親として指導できていいと思う。(神谷オブザーバー)

(3) 学校運営協議会の自己評価

資料に基づき、学校運営協議会の自己評価について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

- ・ CSコーディネーターよりコーディネーター研修会の参加報告があった。
- ・ 司会から「いいだいなほ応援団」についての説明と夢育やらまいかCS加算分の報告があった。また、次年度の委員、会長・副会長・議長の選出について確認があった。

次年度第1回会議は、令和7年5月13日(火)13時30分から家庭科室で開催する予定である旨の報告があった。

令和7年度 浜松市立飯田小学校 グランドデザイン

国の教育振興基本計画から
 ○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
 ○日本社会に根差したウェルビーイングの向上

新学習指導要領から
 ○育成を目指す資質・能力の三つの柱
 ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 ○「令和の日本型学校教育」
 個別最適な学びと協働的な学びの実現

第4次浜松市教育総合計画から
【基本理念】描く夢や未来の実現
【目指すこどもの姿】
 ○自分らしさを大切にすることも
 ○他者と協働し、主体的に行動できることも
 ○自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

校訓 真誠 素直で誠実に生き、どこまでも真実を追い求める子

学校教育目標 夢に向かって 共に命をかがやかせる子

目指す子供像

重点目標

経営の基盤

感性

やさしい子

だれにでも笑顔で接し、やさしく、思いやりのある子

- ◎思いやりのある言動をすることができる。
- ◇きれいな学校3つの合言葉「きれいなあいさつ、きれいな言葉、きれいな心」の推進
- ◇いじめの未然防止、早期発見と迅速な対応
- ◎ルールを守って学校生活を送ることができる。
- ◇「飯田小1日の学校生活」の徹底
- ◇生活のめあてでの振り返り

知性

自分から学ぶ子

人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子

- ◎学習の基礎基本を身に付けることができる。
- ◇「粘り強く考える子の約束」の徹底
- ◇復習を定期的に行い、確実な定着を図る。
- ◎自分の考えをもち、伝えることができる。
- ◇ICTの活用
- ◇一人学びの時間の確保と深める学び合い
- ◎主体的に学ぶことができる。
- ◇見通しがもてる単元構想の工夫
- ◇将来に繋がる学びの設定（振り返りの充実）

心身

たくましい子

たくましい心と体を持ち進んでがんばる子

- ◎自分の目標に向かって運動に親しむことができる。
- ◇自己記録の向上を目指す行事や活動の推進（新体力テスト、いいSPO!、いいRUN!等）
- ◇運動の楽しさを味わえる体育科授業の充実
- ◎健康で安全な学校生活を送ることができる。
- ◇自分で命を守る安全教育の実施（避難訓練、防犯訓練等）
- ◇病気やケガの予防に対する取り組み（保健行事、委員会を中心に考えた活動）

全ての教育活動を通して、キャリア教育をベースに、夢を育む活動を推進する。
 「友達と関わる力」 「自分を見つめる力」 「問題を解決する力」 「夢に向かう力」

- ◎学校経営目標 「ていねい・あったか・安心」 ～すべては子供たちの笑顔のために～
- ◎目指す学校像
 - 子供が楽しく通える学校
 - 保護者や地域が誇れる(信頼できる)学校
 - 教職員が働く喜びのある学校
- ◎目指す教職員像
 - 子供の多様性を感じ取り、全ての子供に惜しみない愛情を注げる教職員
 - 人間味あふれ、子供や同僚、保護者・地域と良好な人間関係を築き、信頼される教職員
 - 子供と共に学び続け、専門職として魅力のある授業を実践する教職員

社会に開かれた教育課程・家庭地域との協働

飯田小学校PTA

学校運営協議会(CS)
『いいだいなほ応援団』

東部中学校区目指す子供像
「自分の夢や目標に挑戦し続ける。」

令和7年度 学校経営構想

浜松市立飯田小学校

《はじめに》

これから子供たちが生きていく未来は、予測困難な時代であり、VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代とも呼ばれています。学校では、そのような予測困難な社会の変化（少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、情報化・技術革新、Society5.0等）の中で、生きていくために必要な力を育むことが求められています。国、市の方針を受け、飯田小学校の子供たちの実態から考え、本校の学校経営方針を以下に示します。

1 新しい時代に求められる資質・能力とは

(1) 国の教育振興基本計画から

① 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」

一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き「持続可能な社会の創り手」になることを目指す。

② 「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること。

要素としては「幸福感」「学区や地域でのつながり」「協調性」「多様性の理解」「サポートを受けられる環境」「社会貢献度」「自己肯定感」「自己実現」「心身の健康」「安心・安全な環境」等が挙げられる。

(2) 新学習指導要領から

① 育成を目指す資質・能力の三つの柱

ア「何を理解しているか、何ができるか」（知識・技能）

イ「理解していること・できることをどう使うか」

（思考力・判断力・表現力等）

ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

（学びに向かう力・人間性等）

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

○主体的な学び…学ぶことへの興味関心を持ち、見通しをもって取り組み、学習活動を振り返って次へつなげる学び

○対話的な学び…協働や対話を通じて自己の考えを広げ深める学び

○深い学び……習得・活用・探求のプロセスの中で、知識を関連付けて深く理解することや、情報を精査して考えを形成すること、問題の発見と解決、思いや考えを基に創造することに向かう学び。深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要である。

③「令和の日本型学校教育」

誰一人取り残さず、全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学びと協働的な学びの実現」としている。

○個別最適な学び…支援を要する子供への重点的な指導や個々の特性に応じた指導方法・教材等を提供・設定する「指導の個別化」と、各自の興味関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動・学習課題に取り組む機会の提供という「学習の個性化」の2つの視点から捉えることができる「個に応じた指導」を学習者の視点から整理したもの。

(3) 浜松の目指す教育（第4次浜松市教育総合計画から）

令和7年度から令和16年度まで

【基本理念】 描く夢や未来の実現

コンセプト：「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

【目指すこどもの姿】

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

【3つ方針と5つの政策】（その下に25の施策）

- I 自分や浜松の未来を創る人づくり
 - ①未来の創り手に求められる力の育成
 - ②多様なニーズに対応した学びや支援の充実
- II 安全・安心で魅力のある環境づくり
 - ③「はままつの先生」の魅力と資質能力の向上
 - ④安全・安心に学べるより良い教育環境の整備
- III こどもの学びや育ちを支える連携・協働
 - ⑤多様な人材・主体との連携・協働

【目指す教職員の姿】

- こどもの自分らしさを受け止める教職員
- 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員

(4) 「今と将来をつなぐ」「自分と社会をつなぐ」キャリア教育の推進

○「4つの育てたい態度・能力」を押さえた指導

	育てたい態度・能力 (基礎的・汎用的能力)	育てたい力の具体的な要素の例 (文部科学省 手引きより)
友だち	友達と関わる力 (人間関係形成・社会形成能力)	他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ
じぶん	自分を見つめる力 (自己理解・自己管理能力)	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動

かいけつ 問題を解決する力 (課題対応能力)	情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善
ゆめ 夢に向かう力 (キャリアプランニング能力)	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善

2 学校経営方針

(1) 校訓 「真誠」(素直で誠実に生き、どこまでも真実を追い求める子)

(2) 学校教育目標 **夢に向かって 共に命をかがやかせる子**

飯田小学校では、本校の卒業生であり、国産旅客機第一号を製作した福長浅雄氏の生き方をモデルにした「夢を育む活動」を平成9年度より行ってきた。以来、飯田小の子供たちは、夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することの素晴らしさを理解し、実践するようになっていく。

「夢に向かって命をかがやかせる」とは、近い将来・遠い将来に、なりたい自分を思い描き、将来につながる今現在の自分を見つめ、将来の自分を実現するために今なすべきことを、こつこつと実践し積み重ねることである。

加えて、「共に」とは、自分の成長に関わったすべての人に感謝の気持ちをもつことや、自分と違う友達の考えや感じ方を大切にし、相手はどう思っているのかなと思いやること、自分の周りにいる友達の良さを見つけ認めることで、「友達の命もかがやかせる」ことにつながることも考える。

(3) 飯田小学校児童の実態

※教職員、学校運営協議会のSWOT分析より

○やさしい子【感性】

- ・全体に素直で前向きである。友達と仲良く遊ぶことができる子が多い。
- ・進んで友達や地域の方に挨拶をしたり、挨拶を返したりすることに苦手意識を持つ子がいる。
- ・自分の思いを伝えること、正しい言葉遣いで話すことに課題がある。
- ・協力したり、思いやりのある行動ができたりする子が増えてきた。

○自分から学ぶ子【知性】

- ・自分の仕事や役割で責任を果たすことができるが、主体性に欠け、指示待ちの子が多い。
- ・自ら課題を見付け、自分で解決しようとする力が十分でない。
- ・人の話を最後まで正しい姿勢で聞くことが苦手である。
- ・忘れ物が多い。

○たくましい子【心身】

- ・夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することの素晴らしさを理解し、実践するようになってきている。
- ・校内で安全に過ごす等の規範意識が薄い。

(4) 飯田小学校を取り巻く地域の特性

学区は、市の南東部に位置し、東西に飯田街道、南北に国道1号線が走り、通勤時間帯には、車両の大渋滞が発生し、それらを回避するため、隣接する生活道路や通学路にも多くの車両が行き来する。令和5年には、市による「ゾーン30プラス」の推進地域に認定され、市内初となるスムーズ横断歩道が設置される等、地域住民による交通安全意識が高まってきている。

国道1号線の東側には、中央卸売市場や飯田公園がある。西側には、住宅密集地が目立つようになってきた。古くから田園地帯として発展してきた地域であるが、近年は学区西側に住宅地が増え、人口の流入がみられる。

保護者及び地域住民の学校教育に対する期待は大きく、学校に対しても協力的である。PTA活動の中心に米作りがあり、年間を通して学校、家庭、地域が一体となって子供を育てて行こうとする機運がみられる。

(5) 目指す子供像

豊かな感性と知性、たくましい心と体を持ち合わせた調和のとれた子供を育てていくこととする。

- やさしい子【感性】 だれにでも笑顔で接し、やさしく、思いやりのある子
- 自分から学ぶ子【知性】 人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子
- たくましい子【心身】 たくましい心と体を持ち、進んでがんばる子

(6) 学校経営の重点及びその具体的方策

- ※全ての教育活動を通して、キャリア教育をベースに、夢を育む活動を推進する。
- ※子供が「目標を持って」「意味や価値を意識して」活動に取り組む。
- ※自己の取り組みを振り返り、成果を自覚する。(アンケートの評価項目を吟味)
- ◆やさしい子【感性】 だれにでも笑顔で接し、やさしく、思いやりのある子

重点目標	具体的方策(何を、どうする等)
◎思いやりのある言動をすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいな学校3つの合言葉「きれいなあいさつ、きれいな言葉、きれいな心」の推進 (きらきらあいさつ賞での称揚、優しい言葉遣いの具体の紹介、マナーの日の活用等) ・いじめの未然防止、早期発見と迅速な対応
◎ルールを守って学校生活を送ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「飯田小1日の学校生活」の徹底 ・生活のめあてでの振り返り

- コミュニケーション能力の基本を育てる
 - ・時と場に応じた気持ちの良いあいさつ。いつでも、どこでも、だれにでも
 - ・あいさつのよさや意義を学級で話し合う。
 - ・思いを言葉で表現する指導(「やはた行動」の定着)
- あらゆる他者を価値ある存在と気づかせる。温かな人間関係づくり。
 - ・場に応じた言葉遣い(友達の良さを認める 多様性 包摂性)
 - ・道徳教育の充実

- 清掃活動における黙働を意識する。
- 自分で考えて行動できる。（自己肯定感を高める 達成感 自己有用感）
- 子供の居場所づくり（キラホ、いるむ）

◆自分から学ぶ子【知性】 人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子

重点目標	具体的方策（何を、どうする等）
◎学習の基礎基本を身に付けることができる。	・「粘り強く考える子の約束」の徹底 ・復習を定期的に行い、確実な定着を図る
◎自分の考えをもち、伝えることができる。	・ICTの活用 ・一人学びの時間の確保と深める学び合い（交流の場の設定、聞き方・話し方の確認）
◎主体的に学ぶことができる。	・見通しがもてる単元構想の工夫 ・将来に繋がる学びの設定（振り返りの充実）

- 中学年からの教科担任制の導入（できる範囲で）
- 様々な人とのかかわりを（交流）
- 子供が夢中になる授業
 - ・粘り強く考え、学びを深める子供の育成に向けた授業改善
 - ・地域人材を活用した、協働的な学び

◆たくましい子【心身】 たくましい心と体を持ち、進んでがんばる子

重点目標 （子供が主語の文章表記）	具体的方策（何を、どうする等） （体言止めで構わない）
◎自分の目標に向かって運動に親しむことができる。	・自己記録の向上を目指す行事や活動の推進（新体力テスト、いいRUN!、いいSP0!等） ・運動の楽しさを味わえる体育科授業の充実
◎健康で安全な学校生活を送ることができる。	・自分で命を守る安全教育の実施（避難訓練、防犯訓練、引き渡し等） ・病気やケガの予防に対する取り組み（保健行事・委員会を中心に考えた活動）

※例：体育イベント、生活安全タートルゾーン、食育イベント

- 交通事故0をめざす。
- 校内事故件数を減らす。
- 部活動がなくなり、より体育科での体力づくりが重要である。
- 豊かなスポーツライフ実現に向けた取り組み

3 経営の基盤

- (1) 学校経営目標 「ていねい・あったか・安心」
～すべては子供たちの笑顔のために～

(2) 目指す学校像

- 子供が楽しく通える学校
 - ・楽しくわかる授業
(個別最適な学び、協働的な学びに向けたていねいな見取り)
※タブレットの活用
 - ・すべての子供が認められる学級(所属感のもてるあたたかい学級)
※キラホ(校内まなびの教室)、いるむ、いるむ2等の教室の積極的な活用
 - ・いじめ見逃しのない教室(安心できる学級)
※「飯田小いじめ防止基本方針」を推進(重大事態にさせない)
- 保護者や地域が誇れる(信頼できる)学校
 - ・スピード感のあるニーズに応じた対応(相談にはていねいに対応)
 - ・協働して作り上げる学校(人づくりにあたたかく支援)
※地域や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを推進
 - ・子供のことを一番に考えた危機管理(安心できる対応)
※夏季の熱中症対策(帽子での登校6月~9月)
- 教職員が働く喜びのある学校
 - ・ボトムアップで働き方改革(子供をていねいに見取れる時間を作り出す)
※教職員の時間外在校時間を月30時間以内(年間360時間以内)
 - ・心理的安全性を向上させ、チームで対応(相談しやすいあたたかな職場)
 - ・達成感、自己有用感のもてる役割(認めてもらえる安心できる職場)

(3) 目指す教職員像

- 子供の多様性を感じ取り、全ての子供に惜しみない愛情を注げる教職員
 - ・子供理解　・子供の可能性を引き出す
- 人間味あふれ、子供や同僚、保護者・地域と良好な人間関係を築き、信頼される教職員
 - ・責任を果たす　・規範意識　・とことん寄り添う
- 子供と共に学び続け、専門職として魅力のある授業を実践する教職員
 - ・ファシリテーション力　・子供を飽きさせない　・主体性　・情熱

4 令和7年度学校経営上の具体的課題

(1) 家庭・地域との協働

- コミュニティ・スクールの推進と活用
 - ・授業をはじめ様々な教育活動に地域の人材、教育力を一層活用する。
 - ・学校の安心安全を守り、学習環境を整えるために地域人材を一層活用する。
 - ・情報を公開し、家庭・地域と成果や課題を共有する。
 - ・家庭・地域に開かれ、愛され、期待される学校(社会に開かれた教育課程)
- 【いいだいなほ応援団】
- 〈学習サポート〉家庭科ミシン補助、図工、書写、生活、算数(検定)
 - 〈安全サポート〉校外学習引率、水泳観察員
 - 〈環境サポート〉水かけ、あいさつ

〈図書サポート〉読書週間読み聞かせ
〈ゲスト講師サポート〉夢を語ろう集会の講師探し 等

(2) 全ての教育活動を通して、キャリア教育をベースに、夢を育む活動の推進。

- 本校でつけたい基礎的・汎用的能力の育成の周知
(つながりを実感)
- キャリア教育の年間計画に載せている行事のねらいの明示や学習での取り組み
- PDCAサイクルで評価していく。

(3) 教育の情報化に向けて校内体制づくりと環境整備の推進

- 教育の情報化推進 (chromebook を積極的に活用、研修会参加等)
- 持ち帰り (家庭学習、予定も含めて検討)

(4) 発達支援教育の充実

- 一人一人を大切に、発達支援コーディネータを中心に、全職員が協力して支援が必要な子供の指導を計画的、組織的、継続的に行っていく。
- 不登校児の増加等に伴い、外部機関との連携及びケース会議を通して、保護者の立場に立って、的確な支援が出来るようにしていく。
- 発達支援教室 (すくすく) の効果的活用

いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。

《いじめの定義》

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

- 個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つ。
- いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知。情報共有していく。(随時、月1回)
※ケースに応じて発達支援 CD、SC、SSW も参加。犯罪行為等、重大な被害が生じる場合は警察にも通報
- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる。
- 「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする存在や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要がある。

いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められる。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていく。また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいく。

- (1)飯田小年間指導計画
いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成している。
- (2)いじめの未然防止
すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - ・6月「いじめや命について考える月間」
 - ・情報モラル講座の実施
 - ・お互いの人格を尊重し合えるような態度、心の通う人間関係の素地づくり
 - ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
- (3)いじめの早期発見
 - ・子供とのコミュニケーションから、些細な変化や兆候を感じ取る。
 - ・定期的なアンケート調査(タブレット活用) 及び個人面談等。
 - ・教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
- (4)いじめに対する措置
 - ・教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、「校内いじめ対策委員会」を中心にチームで対応する。
 - ・子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- (5)関係機関との連携
- (6)学校における教育相談体制の整備
- (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
- (8)いじめが「解消している」状態
 - ・いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安)
 - ・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- (9)「浜松市立飯田小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ・ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況を評価し検証していく。

★ 地域や家庭の役割

- (1)地域の役割
 - ・地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ・家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
- (2)家庭の役割
 - ・いじめ防止対策推進法における保護者の責務
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」
(いじめ防止対策推進法第9条第1項)
 - ・「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ・子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ・子供との触れ合いや対話を大切にする。
 - ・子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
 - ・立場や見方によって、被害側にも加害側にも成りうることを認識して学校と協力して指導する。
 - ・携帯電話やタブレット端末等を使用させる場合には、保護者として責任を持って、使い方や様子に注意を払う。
 - ・子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

令和6年度 飯田小学校 学校評価報告書

I 令和6年度の本校の取組み

やさしい子

自分から学ぶ子

たくましい子

誰にでも笑顔で接し、優しく思いやりのある子
 ○コミュニケーション能力の育成
 ・思いを言葉で表現する指導
 ・「やはた行動」の定着
 ○思いやりの心の育成
 ・温かな人間関係づくり
 ・いじめ早期発見と解決
 ○規範意識の育成
 ・「飯田小学校の1日の学校生活」の定着
 ・道徳教育の充実

人の話をよく聴き、粘り強く考え、学び合う子
 ○「教育の情報化」の推進
 ・SNSノートはままつの活用
 ・教科指導におけるITC活用
 ○子供が夢中になる授業
 ・粘り強く考え、学びを深める子供の育成に向けた授業改善
 ・地域人材を活用した、将来に繋がる学び
 ○基礎基本の定着
 ・学習習慣作りの指導
 ・「粘り強く考える子の約束」

たくましい心と体を持ち、進んで頑張る子
 ○安全安心の学校生活
 ・校内事故を減減らす取り組み
 ・迅速な緊急対応
 ○夢を追う活動の推進
 ・「夢を追う先輩」について学ぶ機会の充実
 ・夢に関わる集会の充実
 ○自らを高める活動の推進
 ・自己記録の向上を目指す行事や活動の推進
 ・生涯スポーツの入り口として運動に親しむ体制づくり

II 自己評価

肯定評価の割合

令和5年度

			肯定評価の割合			令和5年度		
			児童	保護者	教員	児童	保護者	教員
やさしい子	1	あいさつの習慣が身に付いている。	83.9%	87.1%	58.1%	80.7%	88.6%	62.0%
	2	正しい言葉遣いで生活している。	82.4%	76.9%	54.8%	78.4%	75.2%	68.0%
	3	生命を大切に、思いやりをもって人に接している。	91.9%	96.5%	93.5%	91.1%	97.1%	93.0%
自ら学ぶ子	1	人の話をよく聴いたり、自分の意見や考えを話したりしている。	87.1%	81.8%	74.2%	84.3%	80.7%	84.0%
	2	授業を通して「わかった」「できた」「成長した」と感じている。	93.2%	85.9%	90.3%	86.2%	87.1%	96.0%
	3	学校で勉強したことが、自分の将来に役に立っていると考えている。	93.4%	73.9%	80.6%	88.8%	70.2%	87.0%
たくましい子	1	夢やめあてをもち、進んで活動に取り組んでいる。	93.4%	76.5%	96.8%	89.8%	71.5%	90.0%
	2	校内で安全に過ごしたり、交通ルールを守ったりしている。	96.1%	94.9%	71.0%	95.8%	95.4%	81.0%
	3	基本的な生活習慣や衛生習慣が身に付いている。	90.8%	90.6%	90.3%	86.4%	88.2%	90.0%

III 分析・考察

- 日々の生活の中で気持ちのよいあいさつができる児童が増えてきたが、さらに時と場に合ったあいさつができるようにしていきたい。また、「正しい言葉遣いで生活している」については、達成率が8割に届かない結果となり、正しい言葉遣いが意識できるように来年度は重点目標に掲げ、取り組んでいく必要がある。
- 「生命を大切に、思いやりをもって人に接している。」では、保護者は96%、児童も92%と高かった。これからも子供たちが安全に安心して生活ができる学校環境づくりやいじめの早期発見と解決を進め、笑顔で穏やかに接する子供が増えるよう支援に取り組んでいきたい。
- 「人の話をよく聴いたり、自分の意見や考えを話したりしている。」に関してはまだ改善が必要と思われる。来年度重点目標に掲げ、自分の考えをもち、伝え合いができるような学習や活動に取り組んでいく必要がある。
- 「夢やめあてをもち、進んで活動に取り組んでいる」が、昨年度よりは上がっているが、保護者の評価はまだ80%を下回る結果となった。保護者や地域の方に、学校での取り組みを広めていく必要がある。

IV 学校運営協議会における学校関係者評価

- いじめについては、気になる表れを未然に防止すること、小さいうちに対応していくことが大切で、一つ一つ丁寧にしている。早め早めの対応をしてきていると思う。
- ホームページ等での情報発信はしているが、協議内容について、PTAや自治会にさらに情報が広まるよう工夫していきたい。
- 浜松市の見守りボランティアの話を再度伺ったので、地域や民生委員等の会合においても流布していきたいと思う。
- 今後、どのように保護者や地域の人材を活用していくのか具体的に示されてきたが実際にどの程度活動ができるのかを見極め

☆ 今後の改善方策

- 各教科の授業とキャリア教育との関連を深め、体験的な授業を行い、学びと実生活がつながるような取り組みを進める。
- いじめ基本方針については、HPの掲載の他に、PTA総会や懇談会等で保護者に確実に知らせる。
- CSを活用し、地域の大人ともっと触れ合う機会を増やしたり、保護者や地域の方にもっと学校に来ていただける機会を増やす。本校独自の「夢を飛ばそう集会」や「夢を語ろう集会」などを見て、子供たちの夢や活動等分かってもらおう。

令和7年度学校評価アンケート項目

本年度の評価アンケートで、どんなことを聞きたいか考えてください。重点にしたことを評価し、改善に向けていくための資料となります。5/13(火)の学校運営協議会でも熟議しますので、よろしくお願いします。
(保護者・職員は例年と言葉尻を変えていく予定です。)

R 6

R 7 (案)

支援…声掛け、見守り、認める、励ます、ほめる等

		児童	児童	教員	保護者
やさしい子	1	わたしは、あいさつがしっかりできる。	わたしは、きれいなあいさつをこころがけている。	きれいなあいさつができるように支援している。	お子さんが、あいさつをしっかりできるよう支援している。
	2	わたしは、正しい言葉づかいで生活している。	わたしは、きれいな言葉づかいをこころがけている。	きれいな言葉遣いができるように支援している。	お子さんが、正しい言葉をつかえるよう支援している。
	3	わたしは、生命を大切にし、思いやりをもって人に接している。	わたしは、きれいな心(思いやり・正直)をこころがけている。	きれいな心が育つように支援している。	お子さんが、素直で思いやりの心をもって人と接することができるよう支援している。
	4		わたしは、学校のルールを守って生活している。	学校のルールが守れるよう指導している。	お子さんが、約束を守れるよう支援している。
自ら学ぶ子	5	わたしは、授業で人の話を聴いたり、自分の意見や考えを話したりしている。	わたしは、授業を通してねばり強く考え、「分かった」「できた」と感じている。	学習の基礎基本を身に付けることができるよう指導している。	お子さんが、学習の基礎基本を身につけることができるよう支援している。
	6	わたしは、授業を通して「分かった」「できた」「成長した」と感じている。	わたしは、授業で人の話を聴いたり、自分の意見や考えを伝えたりしている。	自分の考えをもち、伝えることができるよう工夫している。	お子さんが、粘り強く取り組めるよう支援している。
	7	わたしは、学校で勉強したことが、自分の将来の役に立つと考えている。	わたしは、進んで授業に取り組み、学習を振り返り、自分の力が伸びたと感じている。	主体的に学ぶことができるよう工夫している。	お子さんが、家庭学習に主体的に学べるよう支援している。
たくましい子	8	わたしは、夢やめあてをもち、意欲的に行事や係活動などに取り組んでいる。	わたしは、自分の目標に向かって運動を楽しむことができている。	目標に向かって運動に親しむことができるよう指導している。	お子さんが、目標に向かって運動に親しむことができるよう支援している。
	9	わたしは、安全に過ごしたり、交通ルールを守ったりしている。	わたしは、健康に気を付けて(早寝・早起き・朝ごはん・手洗い・うがい・排便等)生活している。	健康な学校生活を送ることができるよう指導している。	お子さんが、健康に気を付けて(早寝・早起き・朝ごはん・手洗い・うがい・排便等)生活できるよう支援している。
	10	わたしは、基本的な生活習慣や衛生習慣が身に付いている。(早寝・早起き・朝ごはん・手洗い・うがい・排便等)	わたしは、安全に気を付けて(廊下歩行、交通ルール等)生活している。	安全な学校生活を送ることができるよう指導している。	お子さんが、安全に気を付けて(自転車乗り、交通ルール、メディアの使用ルール、防犯、災害時等)生活できるよう支援している。
その他	11	飯田小学校は、安全で、安心して過ごせる。	わたしは、夢や目標をもって、できることに取り組んでいる。	「夢にむかって、共に命をかがやかせる」よう支援している。	お子さんが、夢や希望をもって生活が送れるよう支援している。
	12	飯田小学校には、何でも話せる友達や先生がいる。	わたしは、飯田小学校へ通うのが楽しい。	飯田小は、働く喜びのある学校だと思う。	飯田小学校は、誇れる(信頼できる)学校だと思う。
		飯田小学校へ通うのが楽しい。			

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(飯田小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・ コロナ後、まずは地域の大人たちから明るい笑顔、元気な挨拶を行い、子供たちにとって、地域に知っている顔がたくさんあること、安心して生活できることを定着させたい。
- ・ 実際にどのような活動ができるのか、具体的な内容や役割等考えるところまで進めていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・ 学校教育目標「夢に向かって命をかがやかせる子」を念頭に学校評価アンケート集約結果を考察した。児童・保護者・教員の回答を分析し、評価が上がっていることを確認した。課題も分かり、今後の方向性について考えることができた。
- ・ 社会生活の中で「あいさつ」は大切なこと。どのような状況でも自分から進んで挨拶ができる子供が育つように考えていきたい。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・ SWOT分析を通し、児童・保護者・地域・当協議会の現状・長所・短所・課題点について意見を出し合った。学校・家庭・地域に、子供たちが安全・安心で居心地の良い居場所ができ、笑顔あふれる環境ができるよう、長期間に渡り見守りを続けたい。
- ・ 今後、どのように保護者や地域の人材を活用していくのか具体的に示されてきたが実際にどの程度活動ができるのかを見極めながら方策を考えていく必要がある。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・ ホームページ等での情報発信はしているが、協議内容について、PTAや自治会にさらに情報が広まるよう工夫していきたい。
- ・ 浜松市の見守りボランティアの話を再度伺ったので、地域や民生委員等の会合においても流布していきたいと思う。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・ 学校教育目標「夢に向かって共に命をかがやかせる子」に向け、目指す子供像とそ
ののための重点目標を共有し、目標達成につながる支援活動を実行に移すことができるよう熟議を進めていきたい。

(様式1)

令和7年5月14日

浜松市立飯田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 白井 竜之 様

浜松市立飯田小学校運営協議会
会長 杉山 邦司

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月13日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 夢を追う活動を充実させるべきである。
 - ⇒ 「夢を飛ばそう集会」や「夢を語ろう集会」などを企画し、子供たちの夢を育てていく。自分の夢を託した紙飛行機を飛ばしたり、夢を追いかけている人を講師に招いて話を聴いたりし、夢に対する気持ちを高めていく。
 - ⇒ ロボットクラブの活動では、大学関係者の方を講師として、専門的な内容を指導してもらうことで、子供たちの活動への関心や意欲を高め、知識や技能を習得する。
- ② 地域住民や保護者が行事等に関わり、子供たちの体験的な活動等を充実させるべきである。
 - ⇒ クラブ活動や米作り、地域の偉人や歴史等を学習する活動において、地域の講師や保護者が関わる体験的な活動を取り入れ、地域への愛着や誇りをもてるようにする。